

建築物の高さについて（国分寺市まちづくり条例より抜粋）

別表第4（建築物の高さの基準）

区域	国分寺崖線区域内		国分寺崖線区域外	
	一般基準	特例基準	一般基準	特例基準
第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域, 近隣商業地域及び 準工業地域	15メートル	20メートル	20メートル	25メートル